

丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会委員の公募要項

1. 丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会委員の公募

丹波篠山市では、丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり条例に基づき、人権教育、人権啓発等の人権尊重に関する施策を審議するため、丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会を平成 25 年度から設置している。

ついては、この審議会に広く市民の皆さまの意見を反映させるために、次のとおり市民公募委員を募集する。

(1) 募集人数

2 人

(2) 対象者

令和 5 年 4 月 1 日現在、満 18 歳以上で市内に在住又は在勤、在学、活動、事業をしている方で、丹波篠山市人権尊重のあたたかいまちづくり審議会委員として参画する意欲及び審議に必要な知識を有する方。ただし、市議会議員、常勤の公務員及び他の附属機関等の公募委員を除く。

(3) 応募方法

次の書類を持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出する。

①応募申込書（様式第 1 号）

②小論文 テーマ「市民みんなで取り組む人権のまちづくり」

A4 サイズの用紙（任意様式）に 800 字以内

※受理した書類は、返却しない。

(4) 応募期間

令和 5 年 8 月 10 日（木曜日） 午後 5 時まで

(5) 選考方法

提出された書類に基づき、丹波篠山市附属機関等の委員の公募に関する条例第 6 条の規定により選考を行う。

(6) 報酬

日額 4,000 円

(7) 任期

令和 5 年 8 月から 2 年

(8) 委員会の開催予定

年間 2 回程度

※会議は、原則公開を予定。また、委員の氏名等を公表することがある。

(9) 注意事項

①提出した書類に虚偽の記載が認められた場合は、委員就任後であっても委嘱を取り消す場合がある。

②委員は、市行政に対する特別な地位が与えられるものではなく、その地位を政治、営利又は宗教上の目的に利用してはいけない。また、協議において知り得た秘密は漏らしてはいけない。

(10) 問合せ及び提出先

丹波篠山市北新町 41 番地

丹波篠山市市民生活部人権推進課（第 2 庁舎 1 階）

電話 079-552-6926（ダイヤルイン）

ファクシミリ 079-554-2332

電子メール jinken_div@city.sasayama.hyogo.jp

2. 公募委員選考審査選考方法及び選考基準

(1) 選考方法

公募による委員の選考に当たっては、選考委員会を設け、資格、作文、書面、人物（面接）、総合評価の5段階により決定するものとする。

①形式（資格）審査

市内に在住、在勤、在学、活動又は事業をしている方で、満18歳以上（令和5年4月1日現在）の人。ただし、市議会議員、常勤の公務員及び他の附属機関等の公募委員を除く。

第1次選考 作文、書面、人物

②800字以内の作文による審査及び書面等（応募申込書）又は人物（面接）による審査。

【審査方法】

- ・採点基準に基づき10項目・3段階評価により採点する。
- ・作文審査については、応募者等の氏名等は明示せずに審査を行う。応募書類審査については、この限りではない。

③合計点の6割以上の評価合計点の者のうち、得点上位の者から公募委員候補（2人）として選定する。（評価合計点が、6割に満たない者は選定できない。）

第2次選考 総合評価

④ ③の条件を満たしたものについて、公募委員のバランスを考慮し、配点とは別に最高5点まで特別加点出来るものとする。

⑤選定結果は全応募者あてに通知を行う。

⑥選定委員会委員及び選定基準は審査後にホームページにて様式第2号により（自治基本条例・委員の募集結果）公表

⑦公募委員選考委員会委員メンバー：市民生活部長、人権推進課長、人権推進課人権教育指導員の3名

⑧審査期間は応募締め切り後、1週間以内

(2) 採点基準

①「作文審査評価点」（10点）＋「書面等審査評価点」（10点）＝「第1次評価合計点」（20点）

②「第1次評価合計点」＋「特別加点」（上限5点）＝「総合点」

※第2次選考による特別加点を行う者は、第1次評価合計点が6割以上の選考対象者に限る。

加点対象者 第1次評価合計点≥12点以上